# 利 用 上 の 注 意

1　令和７年国勢調査は、調査時（令和７年１０月１日午前零時）に山梨県に常住している者（当該住居に３か月以上にわたって住んでいる者で、外国人を含む）のうち、次の者を除いて行われた。

①外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む）

②外国軍隊の軍人・軍属とその家族

2　人口と世帯

（１）人口　ふだんそこに住んでいる者（外国人を含む）

（２）世帯　世帯には、「一般世帯」と「施設等の世帯」がある。

「一般世帯」　「施設等の世帯」以外の世帯（住居及び生計を共にする者の集まり又は一戸建てやアパートなどに居住する単身者から成る世帯）

「施設等の世帯」　学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯

3　符号の用法

（１）「０、０．０」　単位未満（四捨五入後）

（２）「△」　負号

（参考）（調査の流れ）

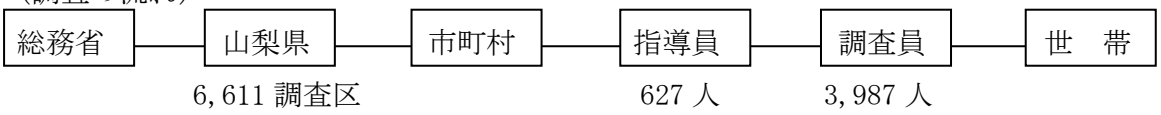


（調査の方法）

自計方式（調査票記入→調査員回収又は郵送提出、オンライン回答）